

三重県公安委員会告示第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」といいます。）第2条の規定により告示します。

令和6年4月30日

三重県公安委員会委員長 村田典子

1 実施する講習

- 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」といいます。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」といいます。）
- 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」といいます。）

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	講習時間	受講定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和6年12月9日（月）から同月19日（木）までのうち、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる休日及び火曜日（以下「休日等」といいます。）を除く7日間	午前9時から午後5時まで（追加取得講習の初日は午後1時から）	計 40人
	追加取得講習	令和6年12月13日（金）から同月19日（木）までの休日等を除く4日間		
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和6年6月10日（月）から同月19日（水）までのうち休日等を除く6日間	午前9時から午後5時まで（追加取得講習の初日は午後1時から）	計 40人
	追加取得講習	令和6年6月14日（金）から同月19日（水）までのうち休日等を除く3日間		
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和6年8月19日（月）から同月28日（水）までのうち休日等を除く6日間	午前9時から午後5時まで	計 40人
	追加取得講習	令和6年8月26日（月）及び同月28日（水）の2日間		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込時において、次のいずれかに該当する者としてします。

- 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」といいます。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講対象者は、受講申込時において、当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとします。

4 受講申込手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1通提出してください。

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真（申込書提出の日6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付したもの）

イ 3の受講対象者に該当することを疎明する書面

(ア) 3(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）及び履歴書

(イ) 3(1)イに該当する者

3(1)イに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 3(1)ウに該当する者

3(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3(1)エに該当する者

3(1)エに掲げる1級の検定に係る合格証の写し

(オ) 3(1)オに該当する者

3(1)オに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 3(2)に該当する者

現に交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し及び(ア)から(オ)までのいずれかの書面

(2) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受講申込書の受付期間

警備業務の区分	受付期間
施設警備業務	令和6年11月5日（火）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後4時まで
雑踏・交通誘導警備業務	令和6年5月7日（火）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
身辺警備業務	令和6年7月23日（火）から同月26日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課（郵送及び電話による受付は行っておりません。）

5 講習手数料

警備業務の区分	講習の区分	講習手数料
施設警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
身辺警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

講習手数料は、受講申込書の提出時に三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

6 講習初日の受付時間

(1) 新規取得講習

午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

(2) 追加取得講習

施設警備業務及び雑踏・交通誘導警備業務は午後 0 時 45 分から午後 1 時まで、身辺警備業務は午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

7 講習業務の委託

講習は、三重県津市島崎町 275 番地所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

8 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。
- (2) 受講時に、筆記用具を持参してください。
- (3) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023、3029）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。